

○ 鹿児島工業高等専門学校入学試験委員会規則

(設置)

第1条 鹿児島工業高等専門学校に、入学試験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 入学試験に関する事。
- (2) 編入学に関する事。
- (3) 入学者募集に関する事。
- (4) 入学案内に関する事。
- (5) その他入学者に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長（教務主事）
- (3) 副校長（研究主事・専攻科長）
- (4) 学科長 各1名
- (5) 一般教育科長
- (6) 事務部長
- (7) 学生課長
- (8) その他校長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

- 2 委員長は、会議を召集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第6条 委員会に必要に応じて専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、昭和59年4月18日から施行する。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年5月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月10日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。